

# 木津川市工事等成績評定要領

平成19年7月1日

## (目的)

第1条 この要領は、木津川市建設工事等検査規程（平成19年木津川市告示第116条）第14条第2項に規定する土木工事及び建築工事並びに設備工事等（以下「工事等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 評定は、原則として一般競争入札又は指名競争入札により、工事請負契約を締結した工事等について行うものとする。

ただし、単価契約による小修繕工事並びに草刈及び剪定を主とする維持工事等は除くものとする。

## (評定者)

第3条 工事等の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、検査職員、主管係長以上の職員（以下「主管係長等」という。）及び監督職員とする。

## (評定の方法)

第4条 評定は、工事等発注単位ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、様式第1の工事等成績評定表（以下「評定表」という。）によって行うものとする。

## (評定表の提出等)

第5条 検査職員である評定者は部分払検査及び完成検査の終了後に、主管係長等及び監督職員である評定者は完成検査の終了後にそれぞれ評定を行うものとする。

2 評定者は、完成検査の評定を行ったときは、評定表を市長に提出するものとする。

## (評定の結果の通知)

第6条 市長は、評定者から評定表の提出を受けた場合は遅滞なく、当該工事等の受注者に対して、評定の結果を様式第2及び第2-1により通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 市長は、評定の結果を通知した後、契約不適合が判明した場合等で評定を修正する必要があると認める場合は評定を修正し、その結果を当該工事等の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（木津川市の休日を含める条例（平成19年木津川市条例第2号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。
- 3 前2項の事項については、第6条又は第7条の通知において明らかにするものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。  
ただし、平成20年3月31日までは試行期間とし、第6条による通知はおこなわない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

# 工 事 成 績 評 定 表

別記様式第1

作成日： 年 月 日

工事番号	工事名	工事										工事箇所	木津川市 地内																					
検査年月日	年 月 日	完成年月日					年 月 日					業種	1. 土木 2. 建築 3. 舗装 4. 造園 5. 管・水道 6. その他( )																					
当初工期	年 月 日 ~ 令和 年 月 日	変更工期					年 月 日 ~ 年 月 日																											
請負金額	当初 円	最終 円					現場代理人					主任(監理)技術者																						
受注者																																		
考查項目		監督職員					主管係長等					検査職員(部分払検査1)					検査職員(部分払検査2)					検査職員(完成検査)												
		役職					役職					役職					役職					役職												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0	
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15.0																							
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15.0																							
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ													+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						(最大20.0)																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	(最大7.0)																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+ - 点					+ - 点					+ - 点					+ - 点																	
評定点 (65点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点																	
7. 評定点計		点					○部分払検査があった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点					○部分払検査がなかった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 点					※部分払検査が2回以上の場合は③を平均																	
8. 法令遵守等 ※7							点																											
9. 評定点合計 ※8		点					○評定合計 ( 点) - 法令遵守等 ( 点) = 点																											
所 見 ※5		(監督職員)					(主管係長等)					(検査職員)																						
		(氏名)					(氏名)					(氏名)																						

※1 65点+1. ~ 3. の評定(加減点合計) + 4. ~ 6. の評定(加減点合計) - 8. の評定(減点) = 9. 評定点合計とする。また、各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目であらう ※4 4. ~ 6. は加点評価のみとする。また、法令遵守等は減点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。 ※6 各考查項目ごとの採点は、考查項目一覧表によるものとする。

※7 法令遵守等の評価は、主管係長等が行う。 ※8 評定点合計は、四捨五入により小数第1位整数とする。

### 細目別評定点採点表

考查項目	細 別	①監督職員	②主管係長等	③検査職員 (部分払検査 1)	③検査職員 (部分払検査 2)	④検査職員 (完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$\times 0.4 + 2.9 =$					3.3点	
	II. 配置技術者	$\times 0.4 + 2.9 =$					4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	$\times 0.4 + 2.9 =$				$\times 0.4 + 6.5 =$	13.0点	
	II. 工程管理	$\times 0.4 + 2.9 =$	$\times 0.2 + 3.2 =$				8.1点	
	III. 安全対策	$\times 0.4 + 2.9 =$	$\times 0.2 + 3.3 =$				8.8点	
	IV. 対外関係	$\times 0.4 + 2.9 =$					3.7点	
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	$\times 0.4 + 2.8 =$				$\times 0.4 + 6.5 =$	14.9点	
	II. 品質	$\times 0.4 + 2.9 =$				$\times 0.4 + 6.5 =$	17.4点	
	III. 出来ばえ					$\times 0.4 + 6.5 =$	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		$\times 0.2 + 3.3 =$				7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$\times 0.4 + 2.9 =$					5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$\times 0.2 + 3.2 =$				5.2点	
7. 法令遵守等			$\times 1.0 =$					
評定合計							100.0	

※ 部分払検査があった場合 :  $(①+②+③ \times 0.5 + ④ \times 0.5) =$  細目別評価点 (部分払検査が2回以上の場合は③を平均する)  
 部分払検査がなかった場合 :  $(①+②+④) =$  細目別評価点  
 ※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

様式第 2

第 年 月 日 号

契約の相手方  
商号又は名称  
代表者氏名 様

京都府木津川市  
木津川市長 印

工事等成績評定通知書

貴社が受注した工事について、木津川市工事等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してこの書面の日付から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

説明を求める場合の書面の送付先及び問合せ先は下記のとおりです。

記

1. 工 事 名
2. 工 事 番 号
3. 工 期 年 月 日 ~ 年 月 日
4. 完 成 検 査 年 月 日 年 月 日
5. 評 定 点 点  
(項目別評定点は様式第2-1のとおり)
6. 送付先及び問合せ先 〒619-0286  
京都府木津川市木津南垣外110番地9  
木津川市 課

様式第 2 - 1

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点 / 3. 3点
	II. 配置技術者	点 / 4. 1点
2. 施工状況	I. 施工管理	点 / 13. 0点
	II. 工程管理	点 / 8. 1点
	III. 安全対策	点 / 8. 8点
	IV. 対外関係	点 / 3. 7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	点 / 14. 9点
	II. 品質	点 / 17. 4点
	III. 出来ばえ	点 / 8. 5点
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件等への 対応	点 / 7. 3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	点 / 5. 7点
6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等	点 / 5. 2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		点
評定点合計		点 / 100. 0点